

# 教育資料室だより

No.22 令和6(2024).1.10  
発行 桐生市教育資料室  
桐生市小曾根町1-9 (西小学校内)  
電話・FAX 0277(43)3171

## 桐生の教育史をたどる

### 【学制その12】

第20号でふれた「小学教則」に基づいて、どのような授業が行われていたのでしょうか。残念ながら具体的な実例がのこされていないので、よく分かりませんが、群馬県が明治10年9月に編成した「小学校授業法」から、おおよその様子を推測できます。

右に内容を幾つか紹介します。これによれば、教師は教鞭を用い、掛図や教科書で教えたことを生徒に反復暗唱させて覚えさせるということが一般的でした。筆記用具は、石盤と石筆[下記を参照]、授業は一斉教授が中心で、覚えたことを教師と生徒が問答によって確かめるという方法だったことが読み取れます。

ところで、童謡『雀の学校』（作詞:清水かつら・作曲:弘田龍太郎）に登場する先生は「鞭をふりふりチイパッパ」とあります。この歌は、大正時代に作られたものですが、今でもときどき使われる「教鞭を執る」は、第2次大戦後、占領下で新しい教育制度が始まるまで、明治時代から長く続いてきた教授法の名残であるということが分かる表現です。〈学制その13へ続く〉

☆参考 『桐生市教育史(上巻)』『群馬県教育史(第一巻)』  
『学制百年史:文部省(昭和47年刊)』

**石盤と石筆** 現代の品物に喩えれば、ホワイトボードとマーカーペン? ノートと鉛筆が一般的になるまで使われていた筆記用具です。粘板岩の薄い板(スレート)を木枠にはめ、細く削った蠟石[ロウセキ]や滑石[カッセキ]で文字や絵・図を書(描)きます。布きれ等でふけば消えるので、繰り返し使うことができました。児童用のミニ黒板といったところです。

欠点は、使ったその時一度限りしか見られないこと。しかし、墨と筆とは違い、かいては消せるこの道具は、学習用具として奨励され広く使われました。学制発布当初は、欧米からの輸入品でしたが、石筆はすぐに国内でも生産されるようになったようで、『大日本物産図絵』[絵:歌川広重 版元:錦榮堂萬屋大倉孫

下等学科授業法  
○第八級  
読物  
改正いろは図ヨリ形体線度図ニ至ル

授独科  
第一条 各授法  
立礼畢ツテ教師図ヲ執リ正面ニ掲ケ其ノ左方稍前ニ立チ生徒ヲ之ニ注目セシメ右手ニ教鞭ヲ執リ一字ヲ指シテ朗唱シ左手ニ下位ノ一生ヲ指シテ呼セシメ次キ次キト令シテ衆生ニ遊ル「ハコト」一回シテ一斉「イッシヨ」ニト令シテ斉誦セシ一字レハ一字ニ移リ反復數回シテ左法ニ移ル

第二条 斉授法  
此方先ツ教鞭ヲ以テ一字ヲ指シ朗誦シ衆生ヲシテ一斉ニ和誦セシメ以テ毎字ヲ終フ而メ「↑」メの横棒が右に突き出ない字ニシテと思われし「↓」にして「其音緩急ナク衆声一口ニ出ルカ如キヲ要ス其方教師一字ヲ指シ之ヲ唱へ迅速ニ鞭ヲ下方ニ振ヒ衆生之ニ応シテ発声スヘシ

第三条 指誦法  
前法ヲ終リテ後不注意ノ一生ヲ指シ授ケシ処ノ二三字ヲ誦マシム若シ能ハサルカ或ハ誤誦スルトキ「トキ↑」實際はノ(左側)

とキ(右側)を合わせた字ハ合字:合略(仮名)ハ他生ヲ指シ之ヲ誦マシメ故ノ生徒ヲシテ之ニ倣ラシム若シ他生モ亦其当ヲ得サレハ更ニ他ニ及ボス「:」後略

第七条 講義法  
此法ハ単語圖ニ至リ始テ之ヲ行フ乃チ再ヒ圖ヲ掲ケ本日授ケシ一物ヲ指シ之ヲ解明ス例へハ桃ハ花実共ニ賞スルモノハナモミモヒトノスクモノテアルナリ遠処(ココ)ハ枝ナリ遠処ハ葉ナリ遠処ハ実ニシテ食フ(ミニテタベラレマス)可シ等ナリ:後略

習字  
童蒙習字本 一週四字「ハ時」

第一条  
先ツ毎字ヲ盤上ニ書シ各授育授ノ二法ヲ以テ其誦方ヲ教ヘ然後石盤ニテ字形ヲ教ユ其法先ツ書取第一条ノ手續ヲナシ(但シ線ヲ画スル縦横各一線ノミ)令シテ衆目ヲ教師ノ指端ニ注カシメ線外ニ一画トイフ一画ヲ書シ二画ヲ合セテ一ノ字ヲ為ス等之ヲ懸諭シ後之ヲ線内ニ書シ生徒ヲシテ写サシメ衆生寫シ了レハ次ノ一字ヲ授ケ毎字如此シテ已ム此際教師ハ各席ヲ巡視シ若シ書スル能ハサルカ或ハ誤ルモノアレハ直ニ白墨ヲ執リ一同石筆ヲ置ヒテ是ヲ視ヨト令シ:後略

☆『桐生市教育史上巻160〜164ページ』から転載

兵衛=明治10年(1877)第一回内国勧業博覧会に出品された錦絵の揃い物]には、備前岡山石筆製の図が描かれています。学校もIT化が進み、今やタブレットとタッチペンの時代。かいたものも電子データとして残しておけるようになりました。学制が発布されて151年強。石盤からタブレットに。さて、将来、新たにどんな学習用具が登場して来るのでしょうか。



